

令和8年度

日立市

# 女性の就業専門資格取得等補助金のご案内

出産・育児・介護などのために離職した女性や就業したことのない女性の就業を応援するため、資格取得経費の一部を補助します。

## 補助金額

補助対象経費の2分の1(上限15万円)※千円未満は切り捨て

◆ 補助対象経費が2万円を超える場合(20,001円から)に限る



## ◆ 補助対象者

無職、または非正規雇用の女性で、次の対象資格を取得するために講習等を受けて修了したかた。資格試験を受ける必要があるものについては、試験に合格したかた。ただし、最終学歴(通信制大学を除く)の在籍年度から5年を経過していないかたは対象外となります。

## ◆ 対象資格

- ・日商簿記検定、ファイナンシャル・プランニング技能士(1、2級)、土地家屋調査士、宅地建物取引士、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士、看護師免許、保育士、教育職員免許状(幼稚園教諭を含む)、420時間日本語教師養成講座、司書、学校図書館司書教諭、登録販売者、調理師、キャリアコンサルタント、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、行政書士
- ・自動車免許第一種(大型・中型)・第二種(大型・中型・普通)、大型特殊、フォークリフト運転技能講習
- ・測量士補、ボイラー技士、危険物取扱者、電気工事士、土木施工管理技士、CAD利用技術者試験作業環境測定士、
- ・マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)、VBAエキスパート、基本情報技術者試験、JAVAプログラミング能力認定試験、C言語プログラミング能力認定試験、ITパスポート試験、Python3エンジニア認定基礎試験
- ・その他市長が認めるもの(普通自動車第一種免許や自動二輪免許等は対象外)

## ◆ 補助対象経費

資格を取得するために支払った **入学金、受講料(教材費を含む)、受験料**

※対象とならない経費

- ・通学や受験のための交通費や宿泊費、独自に購入した参考書、パソコン等機器の費用など
- ・令和6年4月1日より前に支払ったもの
- ・雇用主など、補助対象者でない者が支払ったもの



詳細については、HP  
をご覧ください

## 【問合せ・申請先】

日立市市民生活環境部女性若者支援課 男女共同参画推進室  
〒317-0073  
日立市幸町1-21-1(日立シビックセンター6階)  
TEL 0294-26-0315  
e-mail josei@city.hitachi.lg.jp

## 《窓口受付時間》

平日：午前9時～午後5時30分



# 日上市女性の就業専門資格取得等補助金 チェックシート

「はい」「いいえ」のどちらか該当するものを○で囲んでください。

1	日上市に住んでいる女性である。	はい	いいえ
2	次のどちらかに該当しますか。 ・これから資格を取りたい。 ・講習を受けて資格を取得した、または資格試験に合格した。	はい	いいえ
3	講習受講、試験合格の時点で、次のどちらかに該当しますか。 ・無職である。      ・非正規雇用で就労している。	はい	いいえ
4	最終学歴（通信制大学を除く）の在籍年度から5年を経過している。	はい	いいえ
5	講習受講、受験後は、次のどちらかに該当しますか。 ・資格を活用して就業したい。      ・資格を活用して就業した。	はい	いいえ
6	入学金、受講料、受験料として合計 20,001 円以上支払った。	はい	いいえ
7	過去にこの補助金を受けたことはない。	はい	いいえ

## ★全部「はい」になったかたは、女性若者支援課まで！

他の制度からの助成を受けているかたは申請できない場合があります。また、表面の対象資格以外の資格でも申請できる場合がありますので、ご相談ください。

### 申請手続きの流れ

